

令和7年度全国高等学校総合体育大会
柔道競技会場設営等業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度全国高等学校総合体育大会柔道競技会場設営等業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、令和7年度全国高等学校総合体育大会岡山市実行委員会（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受託者」という。）に委託する「令和7年度全国高等学校総合体育大会柔道競技会場設営等業務委託」に適用する。

3 業務概要

令和7年度全国高等学校総合体育大会柔道競技において、競技会場となるジップアリーナ岡山の仮設物製作・撤去、物品の調達、保守管理等、競技会場の設営に関する業務を行うもの。

4 履行期間

契約締結日から令和7年9月12日（金）まで

5 履行場所

ジップアリーナ岡山
〒700-0012 岡山市北区いずみ町2-1-3

6 業務内容

- (1) 仮設物の設営、撤去に係る詳細計画書の作成
- (2) 物品等の調達
- (3) 仮設物及び物品等の設営、保守及び管理
- (4) 大会終了後の仮設物及び物品等の撤去、処分並びに原状回復
- (5) 業務に必要な申請及び調整
- (6) その他本業務の実施に必要な事項

7 設営・撤去等予定期間

- (1) 設営期間 8月10日（日）午前9時～8月11日（月）午後5時
- (2) 保守期間 8月12日（火）～8月17日（日）午後3時
- (3) 撤去 8月17日（日）午後3時～8月18日（月）午後1時

※仮設物や物品の搬入、設営、保守管理及び撤去等予定期間は上記のとおりとし、詳細な作業時間については別途、委託者及び施設管理者と協議のうえ決定すること。

※決定後であっても、委託者と協議を行ったうえ、施設及び設備の一部について、設営・撤去等の期間を変更することができる。

※搬入路については、履行場所南側入口を想定しているが、落札後、施設管理者と協議のうえ、詳細を決定するものとする。

8 法令、条例等の遵守

本業務の履行に関係する法令、条例等は遵守すること。

なお、法令、条例等に基づき必要な許認可や有資格者の配置等については、適切に対応すること。

9 物品等の調達

- (1) 物品等の仕様及び数量は、別紙「物品・仮設物等内訳書（場所別）」（以下、内訳書）を参照すること。また、別紙「特記仕様書」に記載された製品については、「仕様・規格」及び「特記事項」を満たす製品を選定するものとする。
- (2) 受託者が用意する物品等は、施設備品及び委託者備品等と簡単に区別できるようにすること。
- (3) 受託者が用意する物品等は、錆・傷・汚損等のないものとし、指定された製品を除き統一性を持たせること。なお、委託者から交換の指摘があった仮設物等については、直ちに交換すること。

10 官公庁その他関係機関への手続

- (1) 本業務の実施に際し、官公庁その他関係機関に対する必要な届出・申請等の手続は、あらかじめ委託者へ関係書類等を提示し、承認を得た後、受託者がその業務を代行すること。
- (2) 関係書類の作成及び届出、申請に伴う費用は受託者の負担とする。

11 現場管理

受託者は、設営着手から撤去終了までの期間、仮設物等の設営及び使用に熟知・熟練し、作業判断を下せる業務責任者を業務場所に1名以上常駐させ、トラブルや事故の無いように十分な安全対策を施し、円滑かつ効率的に業務を遂行すること。

12 設営・設置・撤去

- (1) 設営にあたっては、別紙「ジップアリーナ使用計画図」を参照すること。詳細については、委託者及び施設管理者と十分協議したうえで実施にあたること。
- (2) 施設備品は破損等無いように取り扱うこと。破損等が発生した場合は、受注者が責任をもって対応すること。
- (3) 内訳書「調達方法」欄に「既存」もしくは「専門部」と記載があるものについては、委託者が設営を行う。

- (4) 設営にあたり、委託者と協議したうえで図面等の変更が必要となった場合は、新たに変更後の図面等の提出を行うこと。
- (5) 仮設物等の設置については、倒飛壊が生じないように針金、ウエイト又は杭木等堅牢な固定方法により確実に設置するとともに、安全対策を確実に実施すること。また、既存の状態ですべて設置不可能な場合は、施設管理者と協議の上、破損のないよう養生を施すこと。
- (6) 仮設物等の設置完了から撤去までの間、緊急時を含め、仮設物を適切に維持管理し、円滑な大会運営が行えるようにすること。
- (7) 同じ会場で行って作業を行う他の受託業者がある場合、他の受託者及び委託者と十分に協議を行い、それぞれの作業が期限内に円滑に履行できるようにすること。
- (8) 大会終了後、仮設物等を撤去し当該会場を原状に回復すること。
- (9) 設営及び設置、撤去により発生した廃棄物等の処理は、関係法令に基づき、受託者の責任において適切に行うこと。これに伴う費用については、受託者の負担とする。
- (10) 設営及び設置、撤去業務完了後、直ちに委託者に報告し、委託者の確認を受けること。
- (11) 受託者は、施設管理者から異議又は意見があったときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。
- (12) 設営期間中に公式練習、運営リハーサル等が予定されているため、委託者及び施設管理者等と十分な工程調整を行うこと。
- (13) 資格を要する業務については、有資格者にて行うこと。

13 保守・管理

- (1) 物品及び仮設物等は常に使用可能な状態に保守・管理し、必要に応じて修理、交換、補充等を速やかに行うこと。これに伴う費用については、委託者の責めに帰すべき理由によるものを除き、受託者の負担で行うこと。
- (2) 業務の従事者（作業員）は全て名札、腕章の着用を行う等、当該作業員が業務の従事関係者であることが認識できるよう対処すること。

14 安全管理

受託者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

- (1) 履行場所の管理
 - 労働者の安全及び衛生管理、整理整頓、公害防止並びに周辺への配慮を行うこと。
- (2) 交通法規の遵守
 - ア 構内に駐車できないときは、受託者の責任において適切な駐車場を確保すること。
 - イ 運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両・通行人対策等を講ずること。
- (3) 保護対策
 - ア 本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。
 - イ 大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないように、十分に養生をすること。

(4) 緊急対策

仮設物等の倒飛壊や破損など、緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を作るとともに、緊急時には委託者の指示により直ちに対応すること。

(5) 臨機の措置

受託者は、災害、事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、委託者の指示を受け、臨機の措置をとること。不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の責任において、委託者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに委託者に報告すること。また、その措置の内容について委託者から指示があった場合は、直ちにその指示に応じること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。

(6) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、受託者の瑕疵により既設物、仮設物等への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受託者の責任とし、委託者はいかなる責任も負わないものとする。また、設営された仮設物等の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、委託者の責めに帰すべき理由の場合のほかは、委託者は責任を負わないものとする。

(7) 保険

労働災害保険、賠償責任保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

15 再委託等

本業務の全部を再委託することは禁止する。ただし、本業務の一部を再委託する場合は、委託者の承認を受けること。

16 秘密の保持

本業務の履行に際し、知り得た情報を一切他人に漏洩してはならない。また知り得た情報を他の目的に利用してはならない。これらの事は当該契約期間終了後も同様とする。

17 業務完了報告

受託者は、全業務完了後、速やかに完了届を作成し、委託者へ提出すること。

18 その他

- (1) 設営に必要な消耗品等、本業務に係る一切の費用については、受託者が負担すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、適切に履行すること。

19 提出書類

(契約締結後)

- ① 契約金額内訳明細書

- ② 業務着手届
- ③ 業務責任者届
- ④ 業務工程表
- ⑤ その他委託者が指示するもの

(業務完了後)

- ① 現場写真(設営前・設営中・設営後・撤去後)(任意様式)
- ② 業務完了届
- ③ 追加業務対応報告書(任意様式)
- ④ その他委託者が指示するもの

20 発注者

令和7年度全国高等学校総合体育大会
岡山市実行委員会 会長 大森 雅夫

21 問合せ先

令和7年度全国高等学校総合体育大会岡山市実行委員会事務局
(契約手続きに関する事) 契約事務担当 川口
(仕様に関する事) 柔道競技担当 富田

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所スポーツ振興課内
令和7年度全国高等学校総合体育大会岡山市実行委員会
TEL: 086-803-1689
FAX: 086-803-1768
E-mail: tadatoshi_tomita@city.okayama.jp